

平 27. 9. 10
総 19 - 1

第19回税制調査会(2015年9月10日)

「不安定就業とセーフティネットとの関係」



法政大学

酒井正

本報告の問題意識と概要

- 若年時の不安定就業はその後の人生(就業、所得、結婚、出産 etc.)に影響を与えるのか？
 - 定量的な分析からわかっていること。
- セーフティネット(特に社会保険)は不安定就業者を捕捉できているか？
 - 「社会保険(公的年金・公的医療保険、雇用保険等)は正規雇用を前提としている」は本当か？

当初の雇用形態とその後の雇用形態

初年度の雇用形態別にみた5年後の雇用形態

(単位:%)

		第6回調査時の仕事の有無(+雇用形態)					
		総数		仕事あり	(再掲)		仕事なし
					正規	非正規	
第1回調査時の雇用形態	男	(100.0)	100.0	93.6	66.1	10.8	6.1
	仕事あり	(85.5)	100.0	96.9	70.1	9.4	2.9
	(再掲)正規	(56.6)	100.0	98.0	84.7	4.4	1.7
	(再掲)非正規	(13.0)	100.0	91.6	46.4	34.5	8.1
	仕事なし	(11.3)	100.0	74.3	42.8	19.8	25.1
第1回調査時の雇用形態	女	(100.0)	100.0	70.6	32.0	31.7	27.2
	仕事有	(65.7)	100.0	80.6	41.9	31.7	16.9
	(再掲)正規	(32.7)	100.0	79.4	64.8	14.0	16.5
	(再掲)非正規	(26.5)	100.0	79.8	19.2	55.6	19.1
	仕事なし	(31.3)	100.0	50.0	10.4	32.2	49.0

(注):1) 集計対象は、第1回から第6回まで回答を得られている者である。

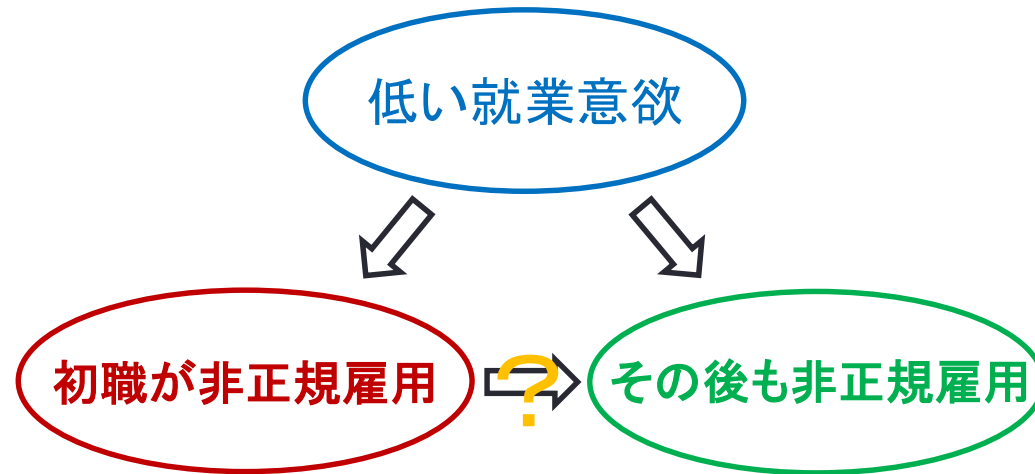
2) 男、女には仕事の有無不詳を含む。

(出所):「第6回 21世紀成年者縦断調査 結果の概要」の表10より

*厚生労働省「21世紀成年者縦断調査」(パネル・データ)

…2002年10月末時点で20～34歳だった全国の男女約27,400人とその配偶者(約1,600人)を対象。

- しかし、上記のような単純な観察は、初期時点の年齢幅も広く、配偶者の有無等も統御されていない。
- 就業意欲といったものが初期時点における雇用形態の選択自体に影響を与えている可能性も。
 - もともと継続就業意欲の低い者が初職に非正規雇用を選んでいる？



⇒ 必ずしも「初職の影響」とは言えない可能性も。

それでは、真の「初職の影響」はどれくらいか？

「世代効果」、「烙印効果」

学卒時の就業状態とその後の就業との関係 (多変量解析による結果)

学卒時の就業状態のその後の就業への影響に関する主な研究

論文	データ	推定手法	主要な結果
Kondo (2007)	「日本版総合的社会調査」 (JGSS)	操作変数法	初職が正規雇用だと、その後の正規就業確率が(他の場合と比べて)50%程高くなる。
Diamond (2012)	「慶應義塾家計パネル調査」 (KHPS)	操作変数法	新卒時に非正規雇用だった者は、その後の正規就業確率が低く、特に学歴の低い層で低い。
Hamaaki et al. (2013)	「消費生活に関するパネル調査」 (JPSC)	操作変数法	新卒時に常勤採用された女性は、その後の正規就業確率が(他の場合と比べて)20%程高くなる。
稲垣・小塩 (2013)	「くらしと仕事に関する調査」 (LOSEF)	操作変数法	男女ともに、学卒直後に非正規雇用や無職であった場合、その後もそのような就業状態である確率や独身である確率、精神的苦痛を抱えている確率が有意に高くなる。

* 学卒時に正規雇用に就くと、その後も正規雇用である確率は(学卒時にその他の雇用形態であった場合と比べて)20%以上高い。

* この影響は学卒時から10年程度は持続(Esteban-Pretel et al. 2011、Hamaaki et al., 2013)。

学卒時の景気とその後の賃金との関係 (多変量解析による結果)

学卒時の景気・就業状態のその後の賃金への影響に関する主な研究

論文	データ	推定手法	主要な結果
近藤(2008)	「消費生活に関するパネル調査」	最小二乗法	女性の学卒時失業率が1%上昇すると、その後の賃金(潜在経験年数1~12年)が4.5%下がる。
三好(2008)	「慶應義塾家計パネル調査」	セレクション・バイアスを考慮した最小二乗法	男性では学卒時の失業率が上がると、(雇用形態等をコントロールしたうえでも)その後の賃金が有意に低下する。大卒の男性で59歳までずっと正規雇用と仮定すると、学卒時の失業率が1%上昇すると、生涯年収にして400万円から800万円の減少と試算。
Genda et al.(2010)	「労働力調査」及びCurrent Population Survey	最小二乗法	学卒時失業率が高いとその後の賃金が有意に低く、その効果は米国よりも日本において大きく且つ持続的。

- 学卒時の失業率が高いと、(たとえ正規雇用に就いたとしても)その後の賃金は押し下げられる傾向。
- 学卒時の失業率が1%高いと、12年目までに累計約160~240万円程度の年収低下との試算も。
- 学卒時期の違いによって、その後の就業や所得に大きな差がもたらされるのは「機会の不平等」?

学卒時に正規雇用には就けなかった場合でも挽回は可能か？

- Hamaaki et al. (2013) ...
 - 学卒時に常勤職に就けなくても、その後2-3年以内に常勤職に就けたならば、その後の就業状態は学卒時に常勤職に就いた者とほぼ同じ。
- 玄田 (2010) ...
 - 非正規雇用としての2年から5年程度の同一企業における継続就業経験は、正社員への移行確率を高める。

〔参考〕初職の雇用形態とその後の結婚経験

性、年齢階級、初職の就業形態別にみた第9回(2010年)調査時までの結婚経験の状況

	男性					女性				
	総数		結婚経験あり	結婚経験なし	不詳	総数		結婚経験あり	結婚経験なし	不詳
総数	(100.0)	100.0	61.9	37.2	0.9	(100.0)	100.0	70.7	28.6	0.7
30歳以下	(10.5)	100.0	36.8	61.9	1.3	(12.4)	100.0	47.9	51.7	0.4
31～35歳	(28.3)	100.0	51.2	48.0	0.9	(28.7)	100.0	62.6	36.8	0.6
36歳以上	(61.2)	100.0	71.1	28.1	0.8	(58.9)	100.0	79.5	19.7	0.8
(再掲)初職が正規	(100.0)	100.0	66.7	32.4	0.9	(100.0)	100.0	74.7	24.7	0.6
30歳以下	(8.2)	100.0	44.5	54.7	0.8	(10.0)	100.0	53.1	46.7	0.2
31～35歳	(26.2)	100.0	55.6	43.3	1.1	(26.2)	100.0	65.5	33.7	0.7
36歳以上	(65.6)	100.0	73.8	25.3	0.9	(63.8)	100.0	81.9	17.6	0.5
(再掲)初職が非正規	(100.0)	100.0	40.5	58.5	0.9	(100.0)	100.0	59.4	39.8	0.8
30歳以下	(21.0)	100.0	26.1	72.5	1.4	(20.3)	100.0	39.4	59.7	0.9
31～35歳	(37.8)	100.0	35.1	64.5	0.4	(36.3)	100.0	55.6	44.2	0.3
36歳以上	(41.2)	100.0	53.0	45.9	1.1	(43.4)	100.0	71.9	26.8	1.3

注:1)集計対象は、第1回調査から第9回調査まで回答した者である。

ただし、第2回調査時の初職の就業継続の状況が不詳の者、及び第2階調査時までには仕事についていない者を除く。

2)第1回調査時に離婚・死別経験がある独身者であり、その後第9回調査時までには結婚をしていない者は結婚経験ありに含まれない。

3)年齢は、第9回調査時の年齢である。

「第9回 21世紀成年者縦断調査 結果の概要」より

男女ともに、初職が非正規雇用だった者は、初職が正規雇用だった者に比べて、その後に結婚する割合が低い。この初職雇用形態の違いによる結婚割合の差は、男性のほうが女性よりも大きい。

但し、上記の結果も、個人属性等を統御していないラフな観察に過ぎない。

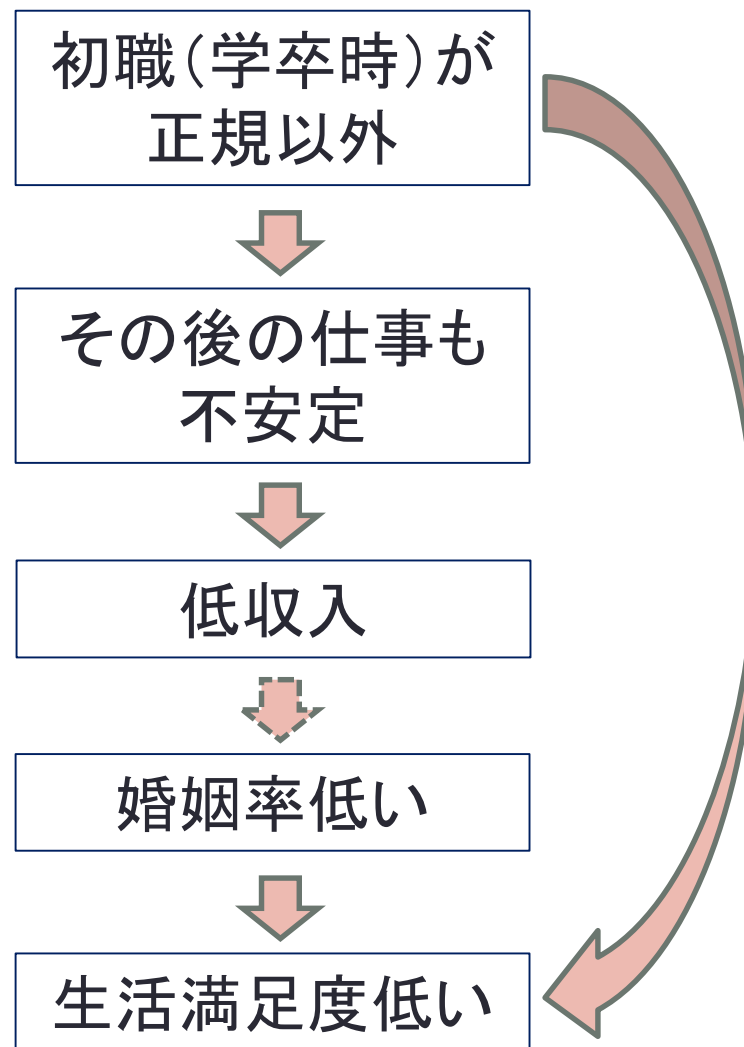
学卒時の景気・就業状態とその後の家族形成との関係 (多変量解析による結果)

学卒時の景気・就業状態のその後の家族形成への影響に関する主な研究

酒井・樋口 (2005)	「慶應義塾家計パネル調査」	ハザード・モデル	学卒時に無職や臨時雇用だった者は、その後の結婚・出産が遅い。
水落(2006)	「日本版総合的社会調査」	ハザード・モデル	女性では学卒直後の雇用形態は初婚時期に影響を与えないが、男性では学卒直後の雇用形態が正規雇用だった場合、初婚時期が有意に早まる。
太田(2007)	「国勢調査」(2000年)の都道府県別データ	加重最小二乗法	若年男性の短時間雇用者比率が高まると女性の有配偶率が低下。独身女性の無業率・失業率が高まると女性の有配偶率が上昇。
Hashimoto and Kondo (2012)	「就業構造基本調査」	最小二乗法及び固定効果モデル	学卒時の景気が悪いと、低学歴の女性ではその後、子どもを持つ確率が下がるが、高学歴の女性では子どもを持つ確率が上がる。
三好(2013)	「消費生活に関するパネル調査」	ハザード・モデル	学卒時失業率が高いと、女性の結婚は有意に早まる。但し、その影響は小さい。

- 男性については、学卒時に正規雇用に就いた者のほうが結婚が早い。
- 女性については、学卒時の景気や就業形態が結婚・出産を早める方向に影響するのか遅らせる方向に影響するのか必ずしもはっきりしない。

学卒時の就業状態はその後の生活満足度に影響するとの研究も。
⇒ 稲垣・小塩(2013)



初職は、間接的にも直接的にもその後の生活満足度に影響を与えている可能性。

若年者は、学卒時の就業環境の悪化に単に受動的に甘んじているだけか？

- 米国やカナダでは、労働需要が低迷すると、若年層における就学率や親との同居率が高まることが確認されている(その結果として、消費や資産保有は低下していないとの研究も)。
- 若年者は、親元を離れたり労働市場に出たりするタイミングを遅らせることで景気のショックを緩和させている(=私的な世代間所得移転)。
(不景気は社会の人的資本蓄積を促す?)
- 親に頼れる若者と頼れない若者で格差が広がる可能性。

(もう一つの留保)

- ・全ての非正規雇用が不安定なのか？
- ・同じ非正規雇用でも正規雇用への就業確率に差は無いか？

〔参考〕若年就業と犯罪

- 海外では、(若年)労働市場と犯罪発生との関係について比較的多くの研究がなされており、そこでは失業率が高まったり賃金が低下すると、窃盗犯が増えることが指摘されている。
- 日本でも、大竹・岡村(2000)が、労働市場が逼迫すると若年犯罪発生率が低下することを指摘している。
Miyoshi (2011)も同様の指摘。

不安定就業と社会保険

- 入職時期に躓いても、社会的な制度としてのセーフティネットがあれば「世代効果」は緩和されるのではないか？
- しかし、実際には、不安定な就業をしている者ほどセーフティネットからも漏れ落ち易い(?)
- セーフティネットの格差を通じた将来への影響の可能性。

- そもそも、なぜ不安定就業だとセーフティネット(社会保険)から漏れ落ち易いのか？
(しばしば、「社会保険は正規雇用を前提とした仕組みになっている」と言われるが本当か?)

[参考] 各種制度の適用状況

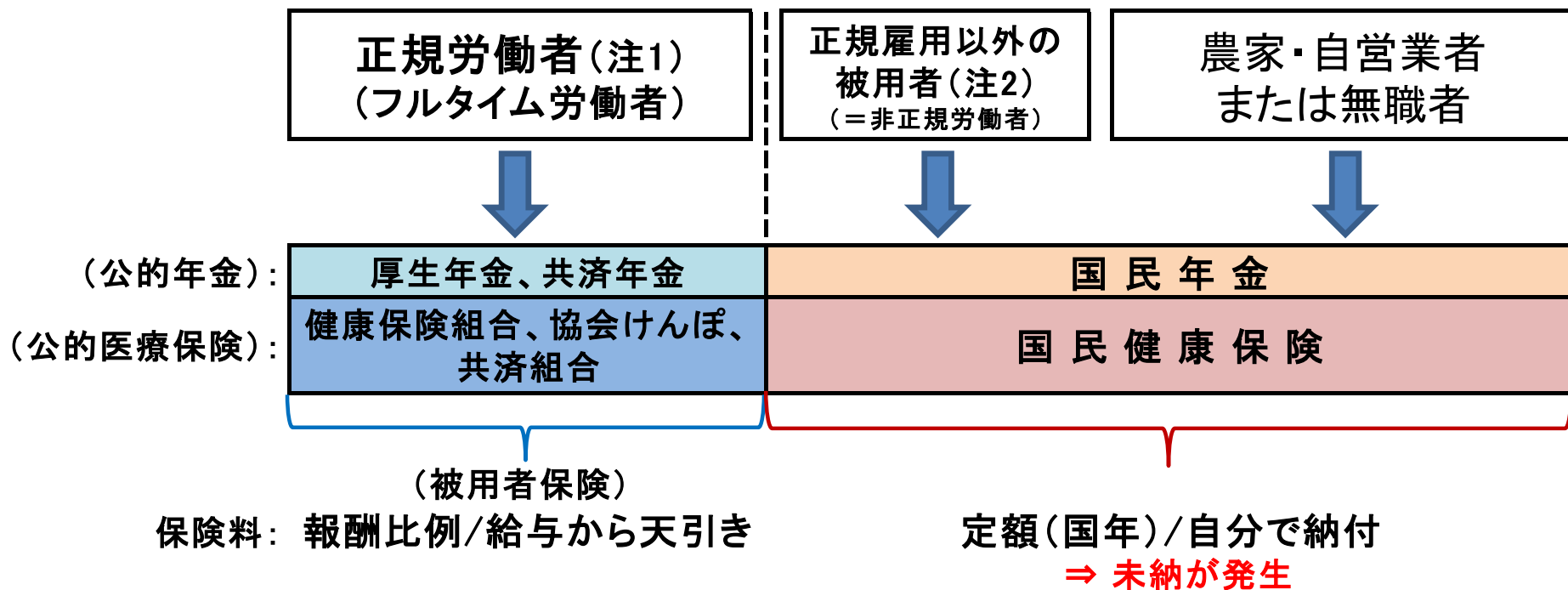
(複数回答)、(単位:%)

就業形態	当該就業形態 の労働者が いる事業所	雇用保険	健康保険	厚生年金	企業年金	退職金 制度	財形制度	賞与支給 制度	福利厚生 施設等の 利用	社内教育 訓練	自己啓発 援助制度	昇給 ・昇格	フルタイム 正社員へ の転換制 度	短時間正 社員への 転換制度	正社員 への 転換制度	
平成22年																
正社員	[94.2]	100.0	19.0	58.4	30.2	65.0	34.1	44.5	23.1	53.3	...	4.1	...
契約社員	[13.8]	100.0	71.9	70.8	68.6	9.2	11.8	15.8	47.5	50.1	49.4	24.4	24.2	35.5	4.8	...
嘱託社員	[15.3]	100.0	74.6	74.7	71.6	11.4	10.0	24.6	53.8	50.8	39.8	17.9	7.9	4.7	2.2	...
出向社員	[5.5]	100.0	40.4	39.2	37.1	20.5	29.8	23.6	37.2	47.3	47.0	31.9	36.2
派遣労働者	[9.5]	100.0	24.2	31.0	5.3
臨時的雇用者	[2.4]	100.0	9.5	6.5	6.4	0.0	2.4	0.3	3.8	8.1	10.8	1.3	0.7	8.2	1.3	...
パートタイム労働者	[57.0]	100.0	58.4	39.4	35.8	2.1	8.0	6.7	32.4	23.7	30.5	10.8	17.3	30.9	3.3	...
平成19年																
正社員	[94.4]	100.0	21.7	64.5	32.2	78.5	35.9	48.4	25.9	61.4
契約社員	[10.9]	100.0	71.3	68.9	67.0	8.2	16.2	18.4	50.7	47.4	46.0	27.0	24.2	46.6
嘱託社員	[12.9]	100.0	74.9	73.0	70.4	9.1	12.0	24.0	53.4	48.0	37.3	16.8	9.2	9.0
出向社員	[5.1]	100.0	34.5	33.7	33.2	10.5	21.5	15.1	27.7	41.8	43.2	20.8	27.0
派遣労働者	[11.6]	100.0	23.5	28.8	6.7
臨時的雇用者	[2.3]	100.0	15.0	13.4	12.5	0.2	1.9	1.0	9.0	8.9	13.5	3.5	5.1	24.1
パートタイム労働者	[59.0]	100.0	55.5	38.5	34.6	1.8	6.8	7.4	33.6	22.3	26.6	8.7	16.4	33.1

- 注: 1) []は、全事業所のうち、当該就業形態の労働者がいる事業所の割合である。
 2) 当該就業形態の労働者がいる事業所を100として集計した。この中では、制度がない事業所や制度の有無が不詳の事業所を含む。
 3) ここでいう「短時間正社員」とは、フルタイム正社員より一週間の所定労働時間(所定労働日数)が短い正社員のことをいう。
 短時間正社員への転換制度には、大きく分けると、次の①～③のパターンがある。
 ① フルタイム正社員が地域活動、自己啓発その他の何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合(ただし、育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く)
 ② 正社員の一部が所定労働時間を恒常的、または期間を定めず短くして働く場合
 ③ パートタイム労働者などが、短時間勤務の正社員になる場合
 4) 平成19年は「フルタイム正社員への転換制度」及び「短時間正社員への転換制度」について、平成22年は「正社員への転換制度」について調査していない。

厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況:結果の概要」表6より。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/5-22b.html#d>

わが国の公的年金・公的医療保険の構造

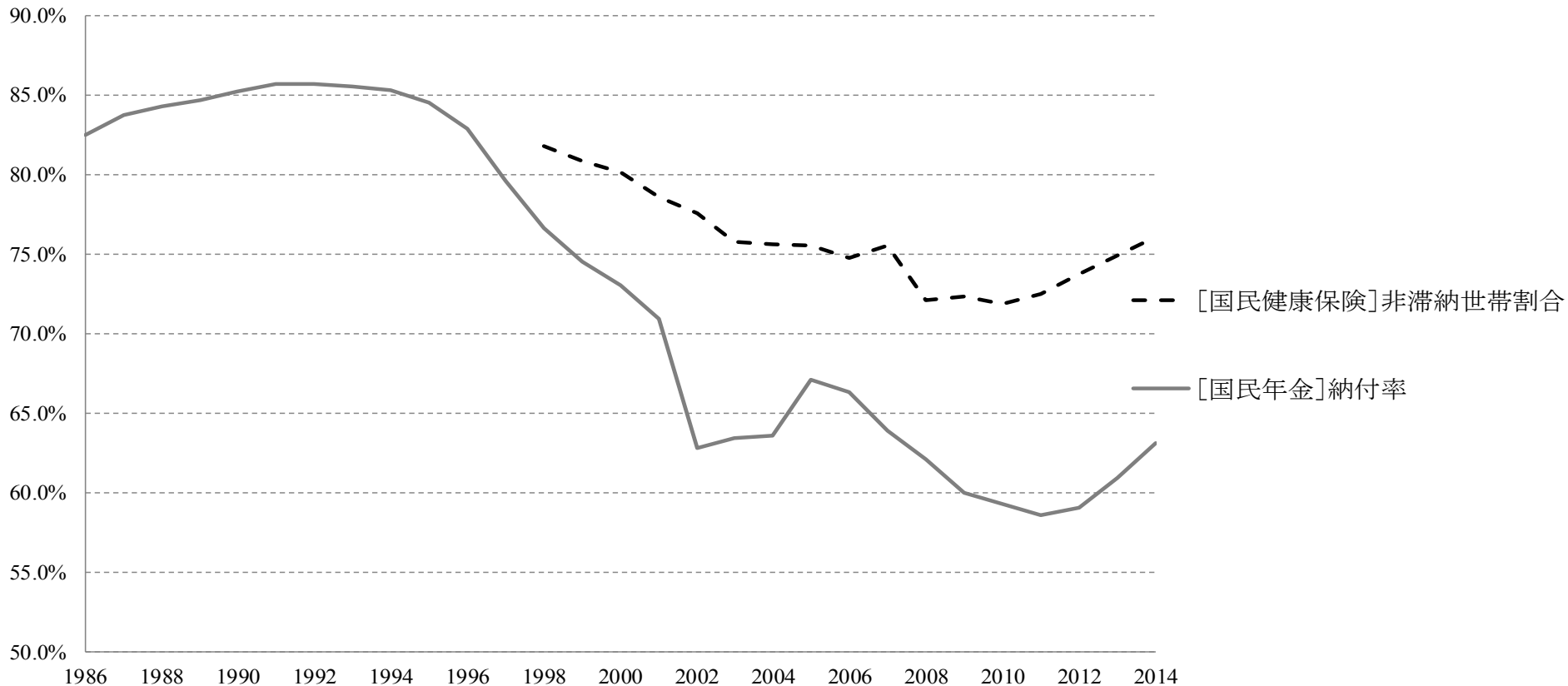


(注1) 被用者保険の被扶養配偶者は、公的年金の場合には国民年金に、公的医療保険の場合には被用者保険に加入することになる。

(注2) 労働時間が正規労働者の4分の3未満。

- フルタイムの被用者は被用者保険に加入し、それ以外の者は全て国民年金・国民健康保険によってカバーされるという形で「皆保険・皆年金」が達成されている(とされる)。

〔参考〕国民年金・国民健康保険の納付率等の推移



* [国民健康保険]非滞納世帯割合(%) = $\{1 - ((\text{滞納世帯数} + \text{短期被保険者証交付世帯数} + \text{被保険者資格証明書交付世帯数}) / \text{全世帯数})\} \times 100$
 [国民年金]納付率(%) = (納付月数 / 納付対象月数) × 100

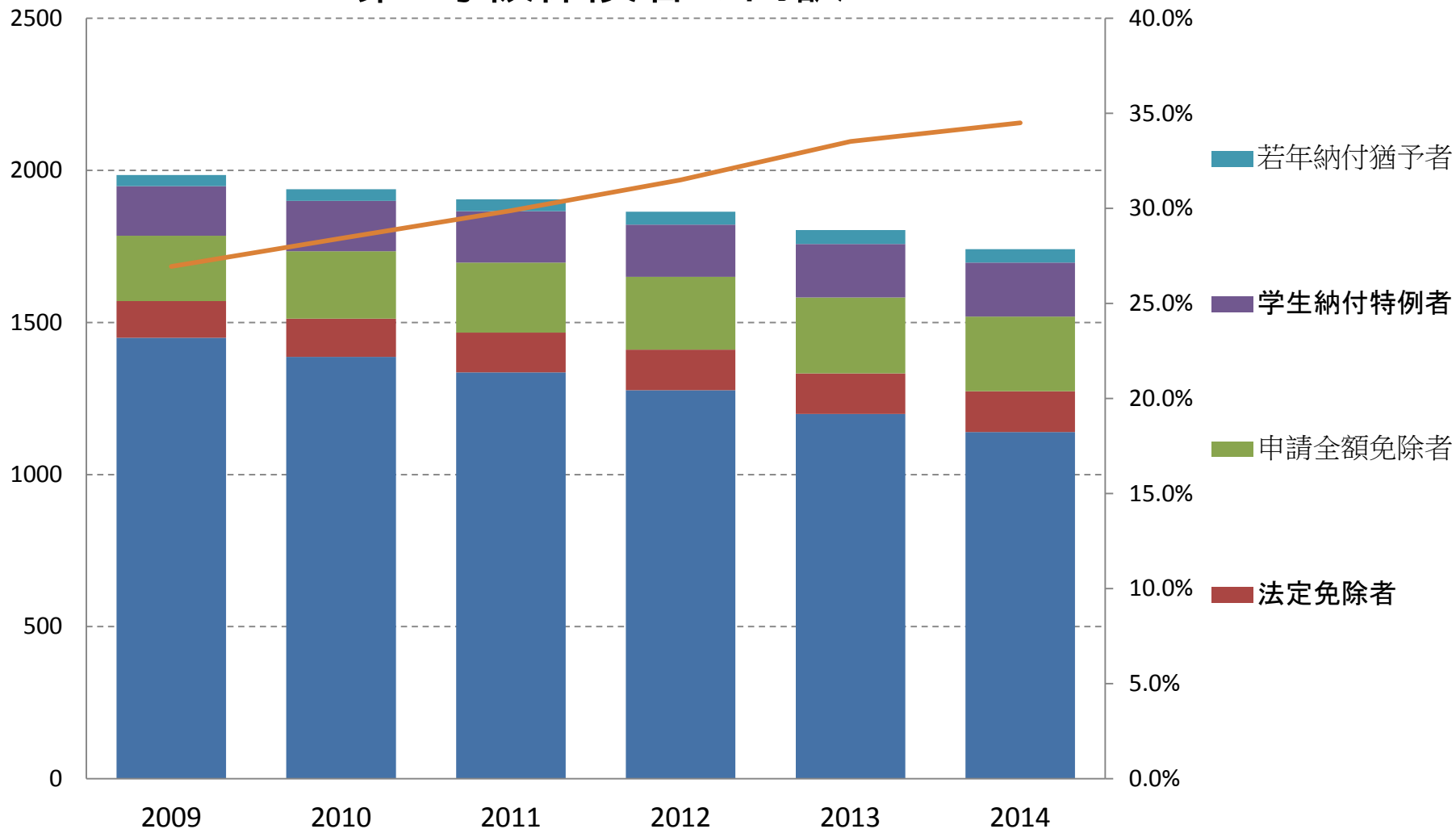
資料出所：厚生労働省「国民健康保険(市町村)の財政 状況等について」
 厚生労働省「国民年金の加入・保険料納付状況」

「納付対象月数」：
 納付すべき総月数から全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を除いたもの。

〔参考〕国民年金納付率：
全額免除者・納付猶予者等の割合が上昇している

〔万人〕

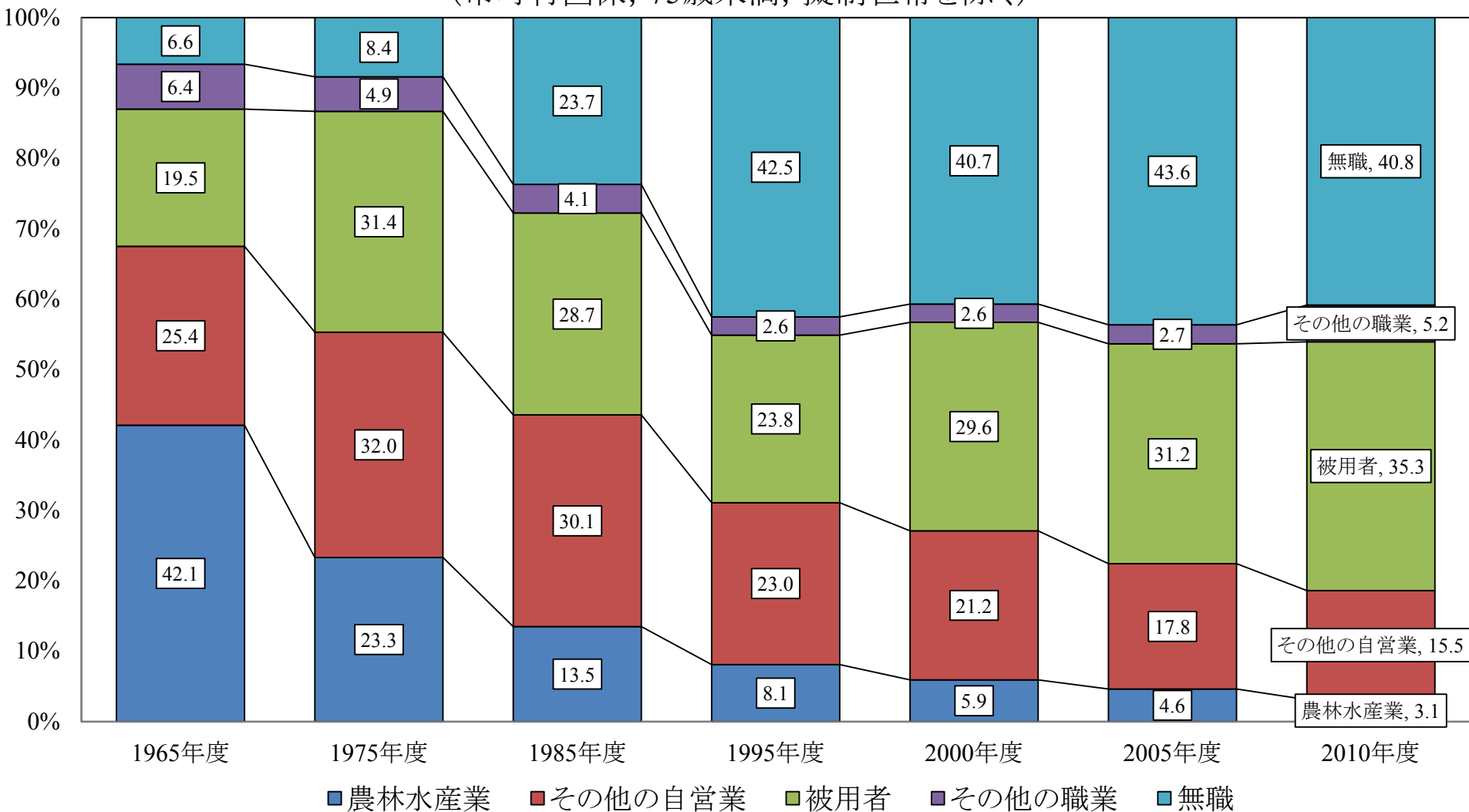
第1号被保険者の内訳



出所：厚生労働省「平成26年度の国民年金の加入・保険料納付状況」

世帯主の職業別に見た国民健康保険加入者の世帯数構成割合

(市町村国保, 75歳未満, 擬制世帯を除く)

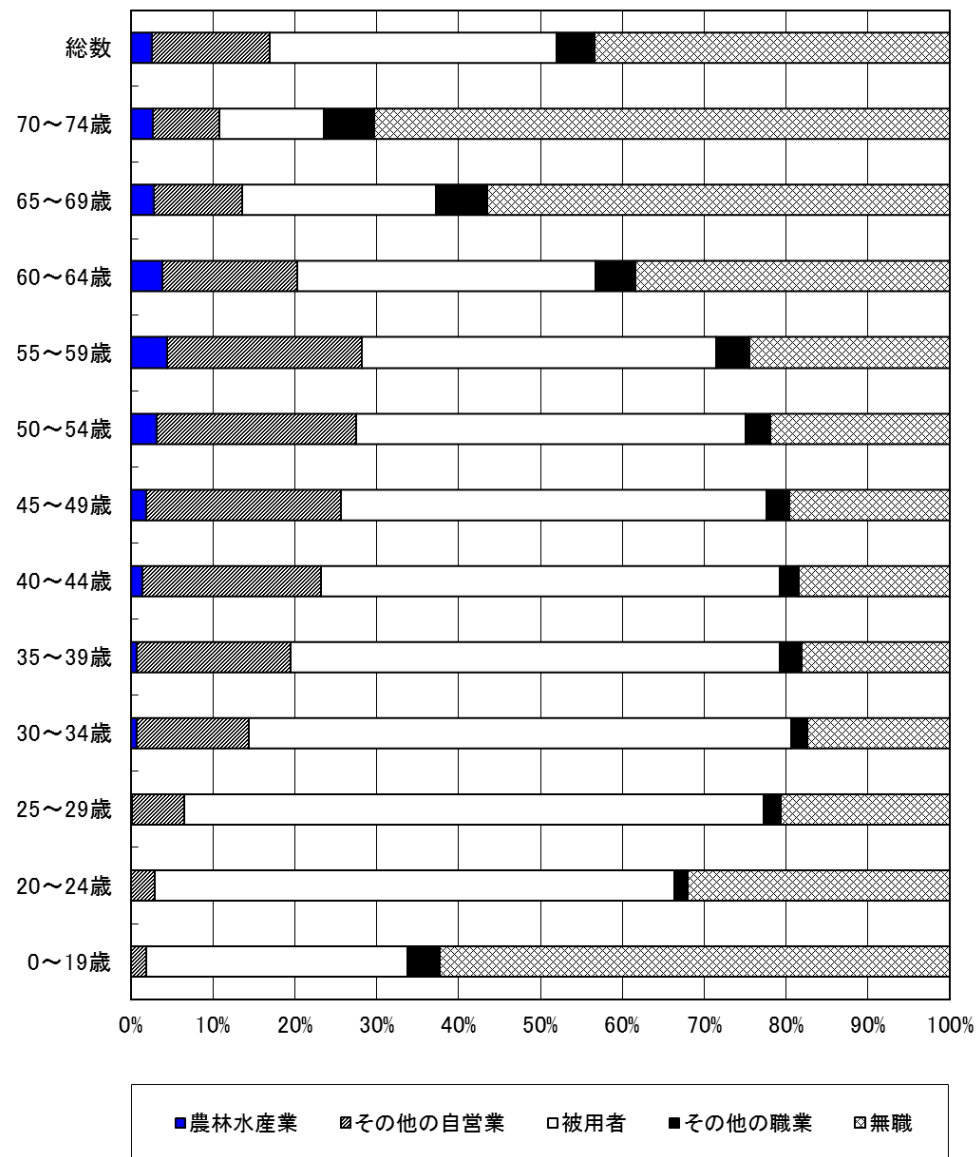


注) ①職業不詳を除いた割合である。 ②1965年度、1975年度は擬制世帯を含む。 ③1995年度以前は75歳以上を含む。

出所: 厚生労働省「平成25年度 国民健康保険実態調査報告」図3-2

国保加入者のうち、自営業＋農林水産業はいまや2割に満たず、3分の1近くが被用者。

図3-1 世帯主年齢階級別、職業別、世帯数割合(擬制世帯を除く)



出所:
厚生労働省「平成25年度
国民健康保険実態調査」
調査結果の概要 図3-1

- 若年層で国民健康保険に加入しているのは、被用者がほとんど。

[参考]
年齢階級別・職
業別構成比(国
民健康保険)

就業状態別の未納の状況

就業状況・保険料納付状況別被保険者数(割合)

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	会社などに雇われている		無職	不詳
				常用雇用	臨時・パート		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
納付者	48.6	68.5	77.2	56.1	42.0	38.4	50.1
完納者	38.4	56.6	67.5	40.9	31.1	30.5	39.7
一部納付者	10.1	11.9	9.6	15.4	10.9	7.9	10.1
1号期間滞納者	26.2	22.7	16.5	35.0	28.8	25.5	27.0
申請全額免除者	13.2	7.2	5.2	5.3	13.8	17.9	14.5
学生納付特例者	9.9	0.3	-	1.5	12.5	15.3	6.4
若年者納付猶予	2.2	0.2	0.3	0.8	2.9	3.1	1.3

(出所)：厚生労働省「平成23年国民年金被保険者実態調査」より酒井が一部加工。

国民年金においても、自営業主＋家族従業者は3割に満たない。

滞納者と免除者を併せた割合は、自営業よりも被用者や無職の者において高い。

なぜ未納になるのか？

- 「流動性制約」:

- 支払う意思はあるが、保険料支払いに回せるお金が手元がない。

or

- 「逆選択要因」:

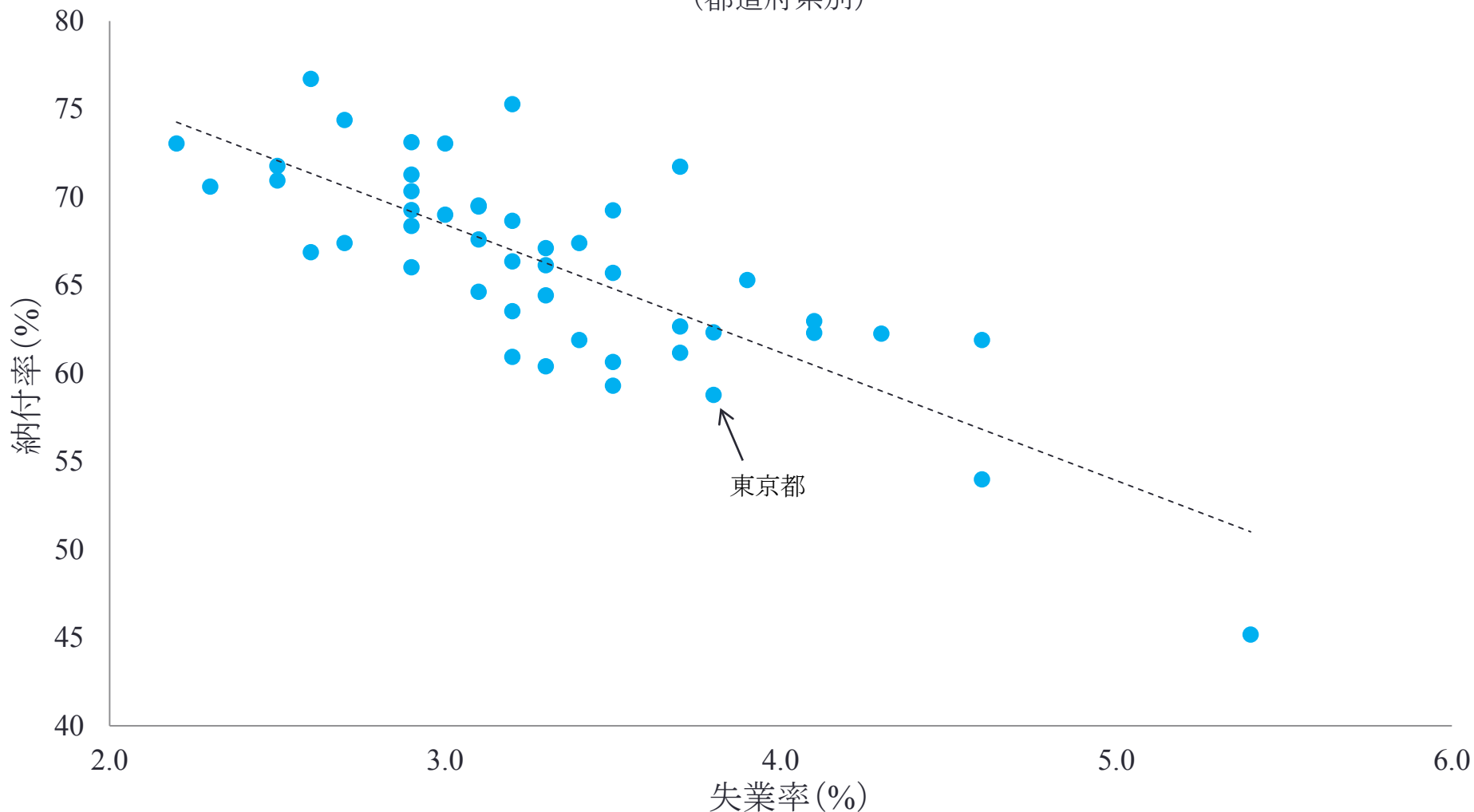
- 支払うメリットが無いと考えるが故に支払わない(いわゆる「年金不信」もこれに含まれる)。

- 国民年金の未納要因に関する実証研究のほとんどは、流動性制約要因を支持*。
- つまり、支払いたくても支払えないために未納になっている。

*; これらの整理については、酒井(2009)等を参照のこと。

保険料の未納は労働市場の悪化と関係している

国民年金保険料納付率と失業率との関係
(都道府県別)

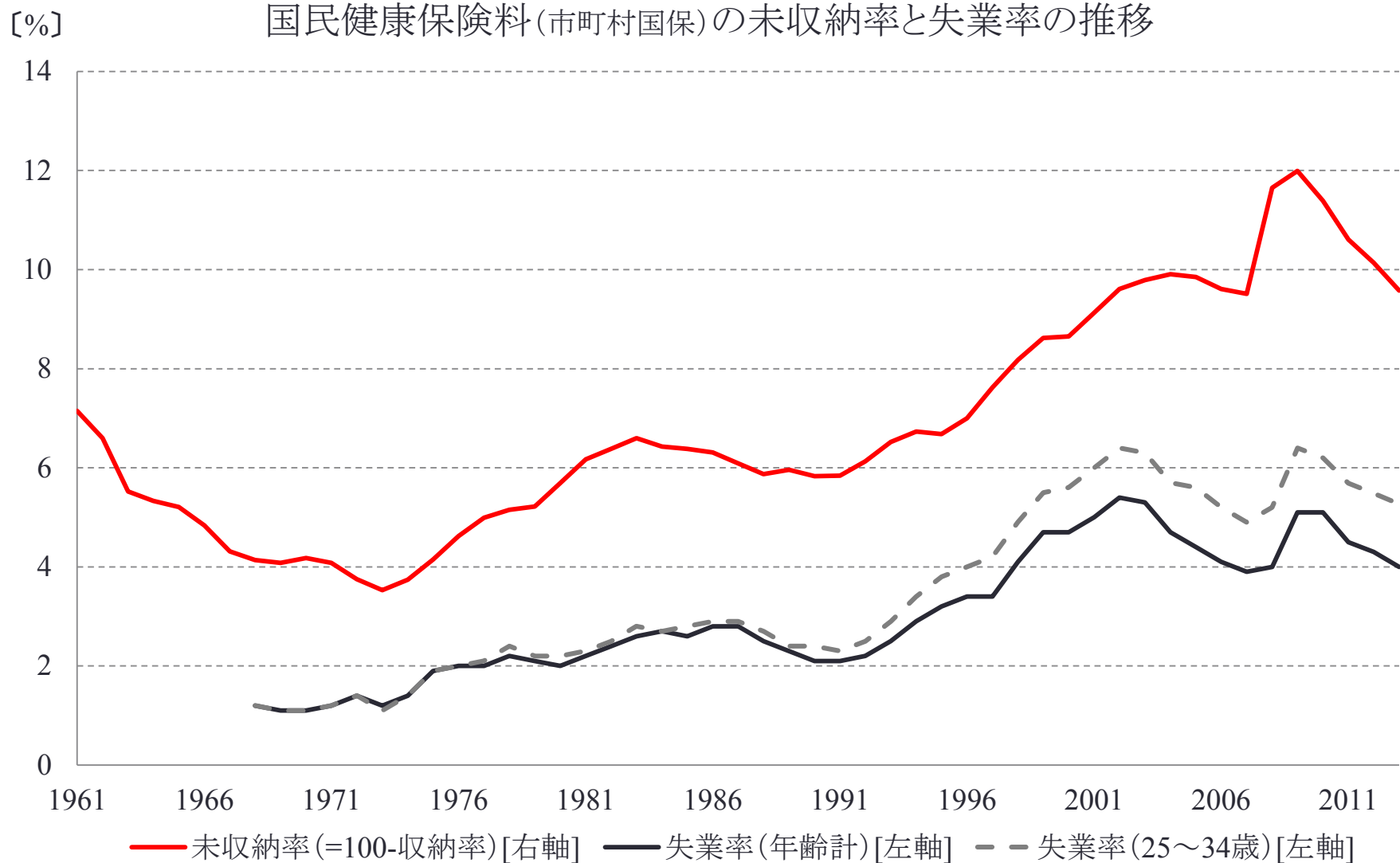


*丸山・駒村(2005)を参考に酒井作成。

(注): 失業率は2014年の値。納付率は2014年度の値。

(出所): 厚生労働省「平成26年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、総務省「労働力調査」。

国民健康保険料(市町村国保)の未収納率と失業率の推移



* 駒村(2009)を参考に酒井作成.

(注1) : 未収納率は現年度分.

(注2) : 未収納率は年度平均, 失業率は年平均の値.

(出所) : 厚生労働省「平成25年度 国民健康保険(市町村)の財政状況等について」, 総務省「労働力調査」.

〔構図〕

- 保険料を支払える人：正規雇用や自営業者に多い
 - 保険料を支払えない人：非正規雇用や無職者に多い
- 後者の割合が増えることで、「皆保険・皆年金」に綻びが生じて来た。
- 就業形態の差に起因した社会保険上の格差はどのような帰結をもたらすのか？
 - 公的年金の給付額は保険料納付期間に依存するので、学卒時に無職や非正規雇用となった際に未納が続くと、将来、低年金・無年金になる可能性(例. 高山・白石, 2012)。
 - 初期の就業の格差が、社会保険という制度を媒介として、老後にも格差をもたらしてしまっているという側面。

国民年金保険料の減免措置

- 申請免除
 - 前年所得が一定額以下の場合には、申請手続きをとることにより、保険料の全額・ $3/4$ ・ $1/2$ または $1/4$ の納付が免除される。
 - 学生納付特例制度
 - 若年者納付猶予制度
- * 国民健康保険についても減免措置あり。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大

- 2016年10月より、被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用範囲は現行の週30時間以上から、週20時間以上へ。

- 但し、当面は以下のような条件が付く。

- 月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- 勤務期間1年以上
- 学生は適用除外
- 従業員501人以上の企業

⇒ 適用拡大の企業や健保に対する影響は？

*「非正規雇用」が社会保険から漏れ落ち易い別の要因・・・

「断続的な就業」という側面

雇用保険：失業というリスクに直接的に対処

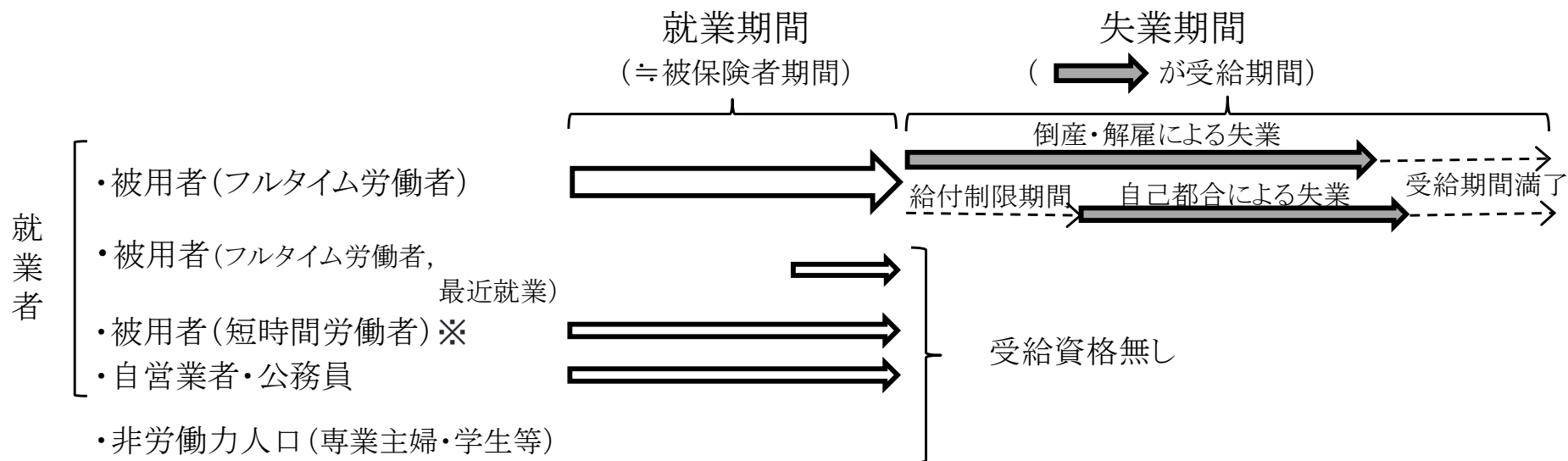
- 雇用保険は、比較的早くから非正規雇用へ適用を拡大して来た。

〔雇用保険(求職者給付 基本手当)の仕組み〕

- **被保険者範囲**：所定労働時間が週20時間以上+31日以上雇用の見込み。
- **受給要件**：雇用保険の被保険者であった者が、一定の被保険者期間を満たしたうえで、失業した場合に受け取ることができる。↳(離職の日以前2年間のうちの)12か月(但し、倒産・解雇・雇止め等による離職の場合は離職以前1年間のうち6か月)。
- **給付制限期間**：

倒産・解雇・雇止め等の理由による離職	→すぐに給付開始
本人都合による(正当な理由のない)離職	
→3か月の給付制限期間を経てから給付開始	

〔参考〕 ケース別の基本手当受給の流れ

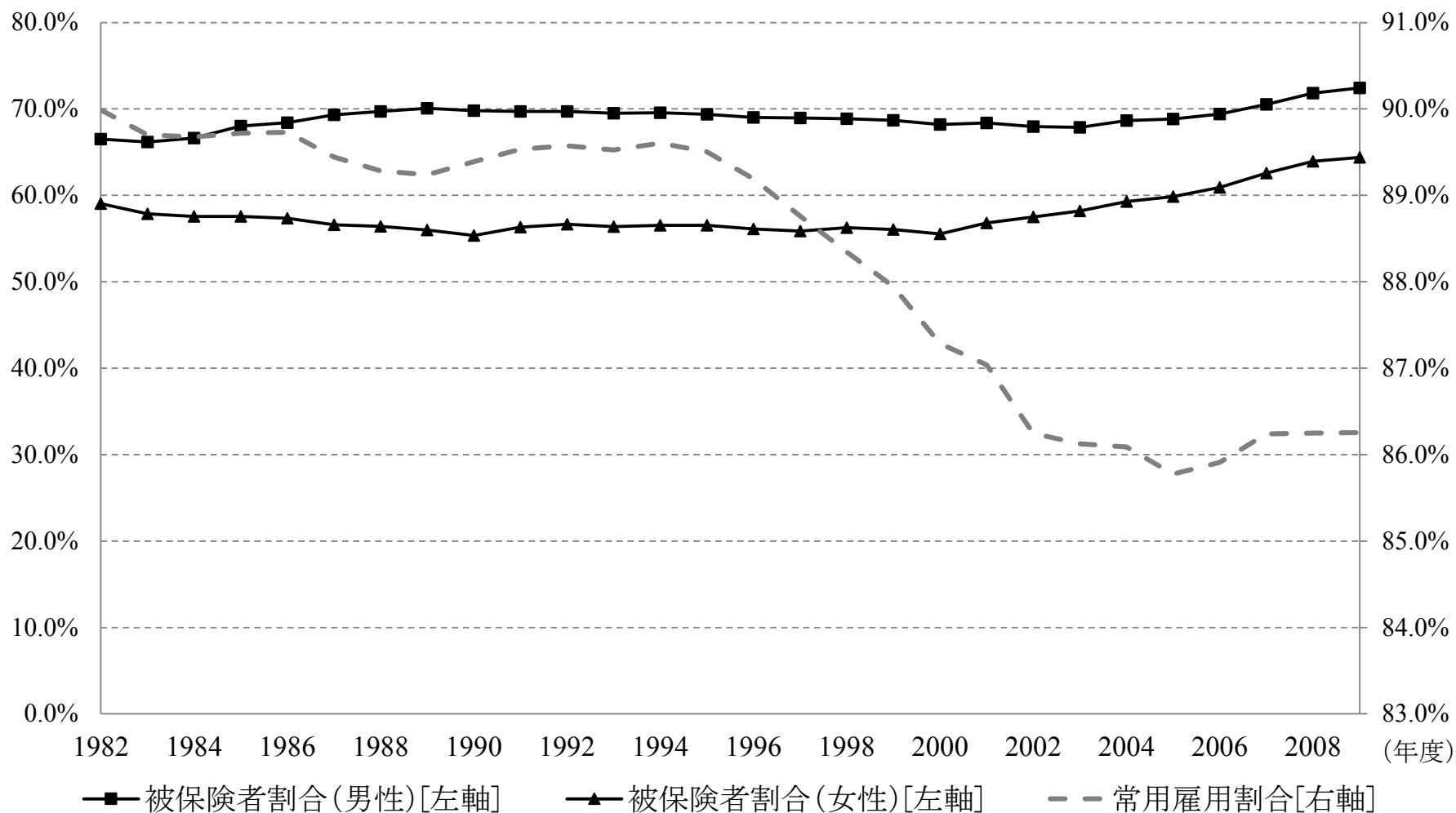


※ 所定労働時間が週20時間未満又は30日以下雇用見込み

〔参考〕 雇用保険 基本手当に関する主要な改正

- 1975年4月 (それまでの失業保険法に替わる形で)
雇用保険法施行。
- 1984年 給付期間を抛出期間にリンク。
(自己都合退職による) 給付制限期間を3か月に。
- 1989年 短時間被保険者(4分の3未満且つ2分の1以上)へ適用拡大。
- 2001年 特定受給資格者とそれ以外に分けて
給付期間を設定。
- 2007年 (特定受給資格者以外について)
受給に必要な最低被保険者期間が6か月から1年に。
- 2009年 見込み雇用期間6か月以上で適用。
2010年 同31日以上で適用。

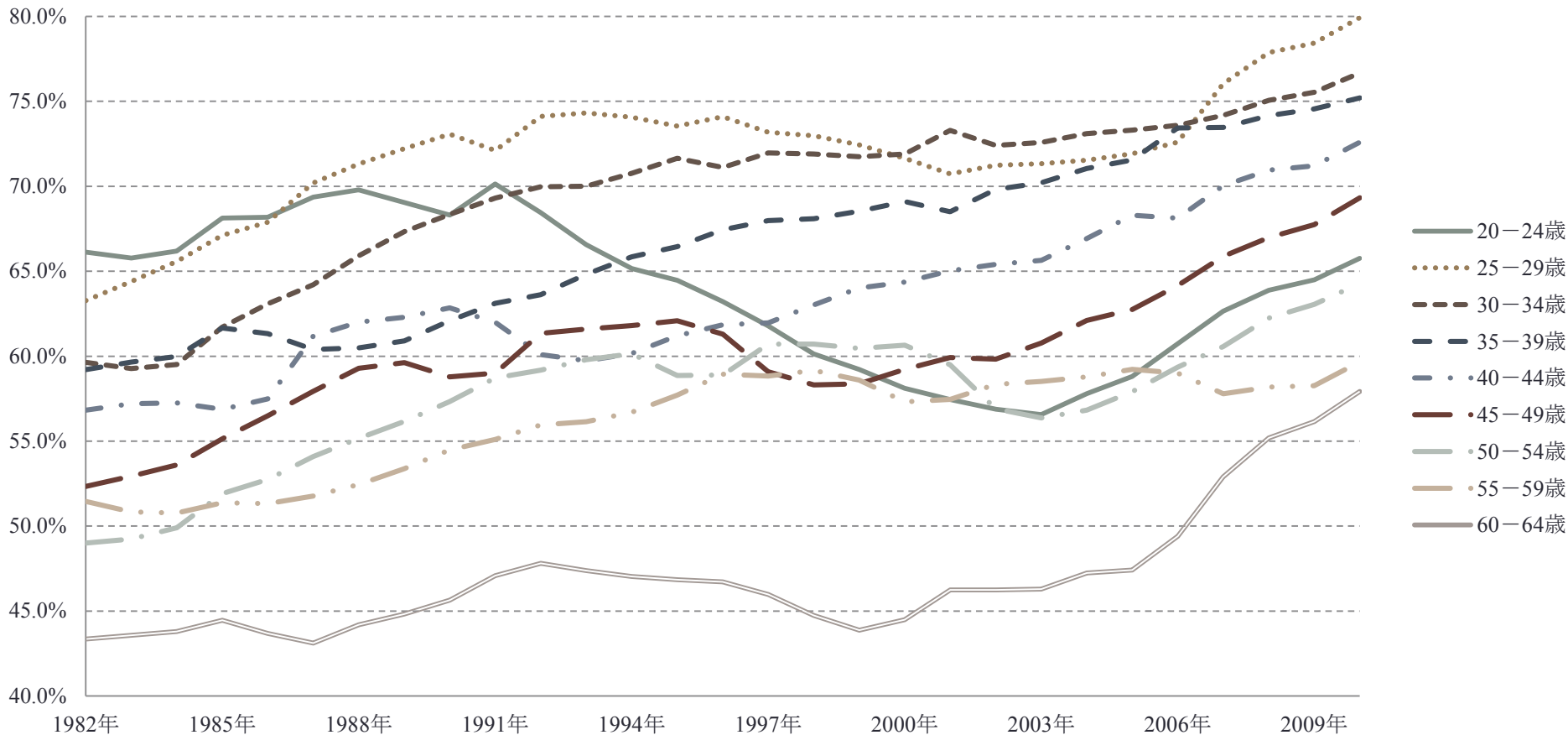
被用者に占める雇用保険被保険者の割合



(出所) 厚生労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」
 総務省統計局「労働力調査」

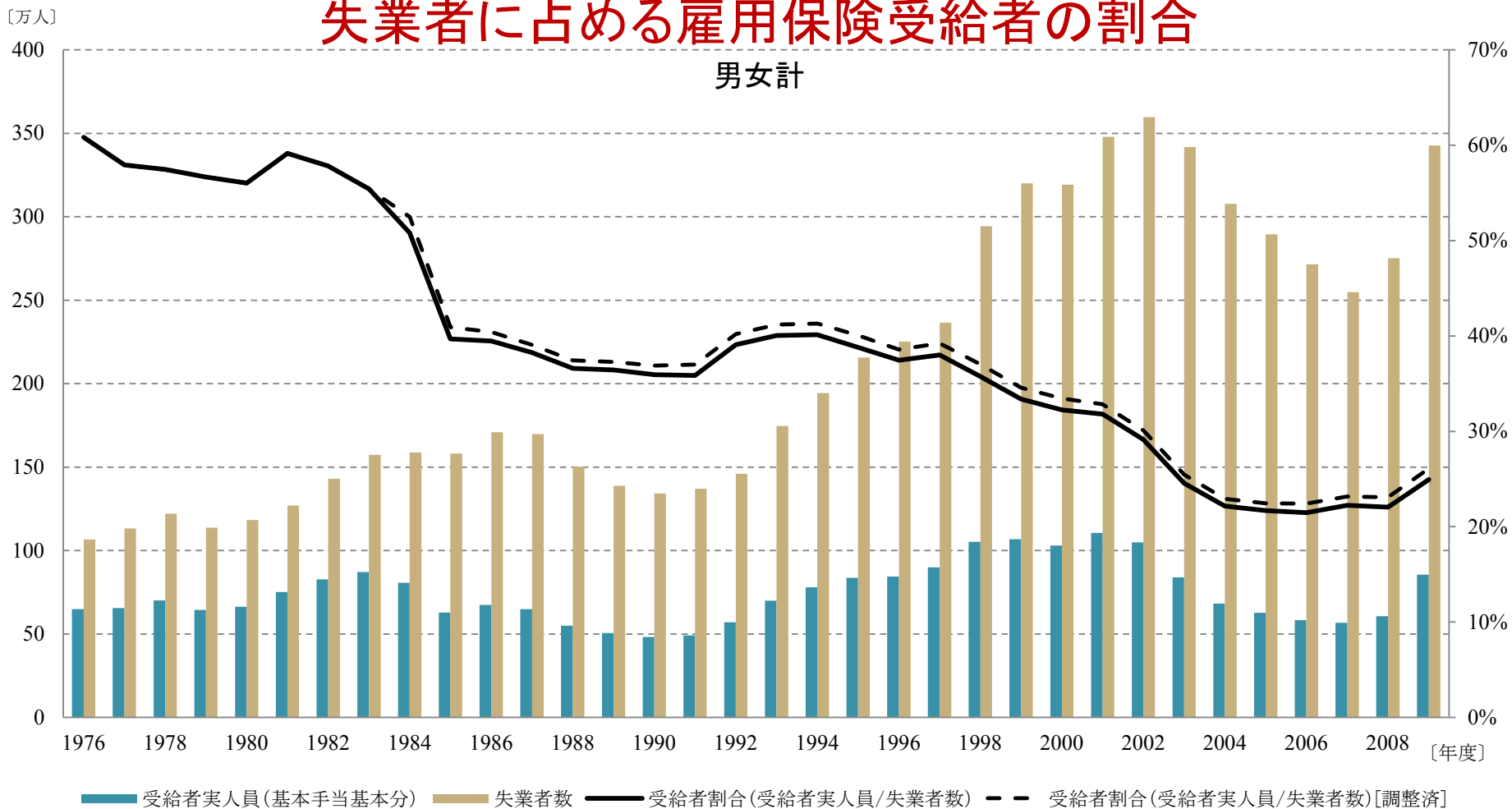
適用拡大を行って来たため、被用者に占める雇用保険の被保険者の割合は低下していない。

【参考】 就業者に占める雇用保険被保険者の割合
(年齢階層別・男性)



出所：厚生労働省「雇用保険事業年報」
総務省統計局「労働力調査」

失業者に占める雇用保険受給者の割合



注)「調整済」とは、1984年以降について、適用基準に合わせて分母の失業者数も65歳未満としたもの。

資料出所：厚生労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」、総務省統計局「労働力調査」

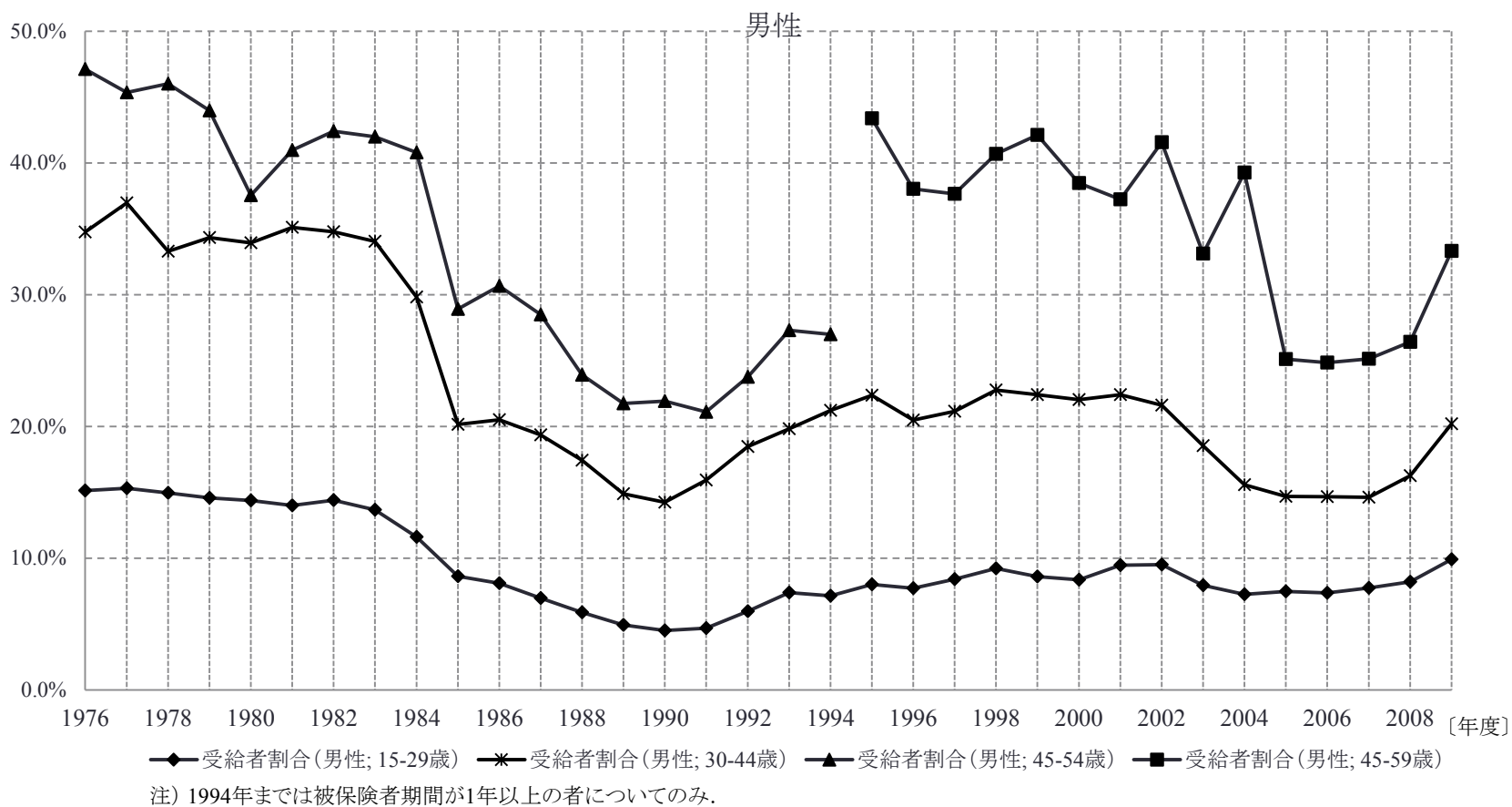
受給者割合については、計算にあたり分母となる統計と分子となる統計が異なっているため注意が必要である。以下の図表においても同様。

* 酒井(2012b)図7-1より。

しかし、失業者に占める雇用保険(基本手当)受給者の割合は低下して来ている。

〔参考〕

年齢階層別 雇用保険の受給者割合

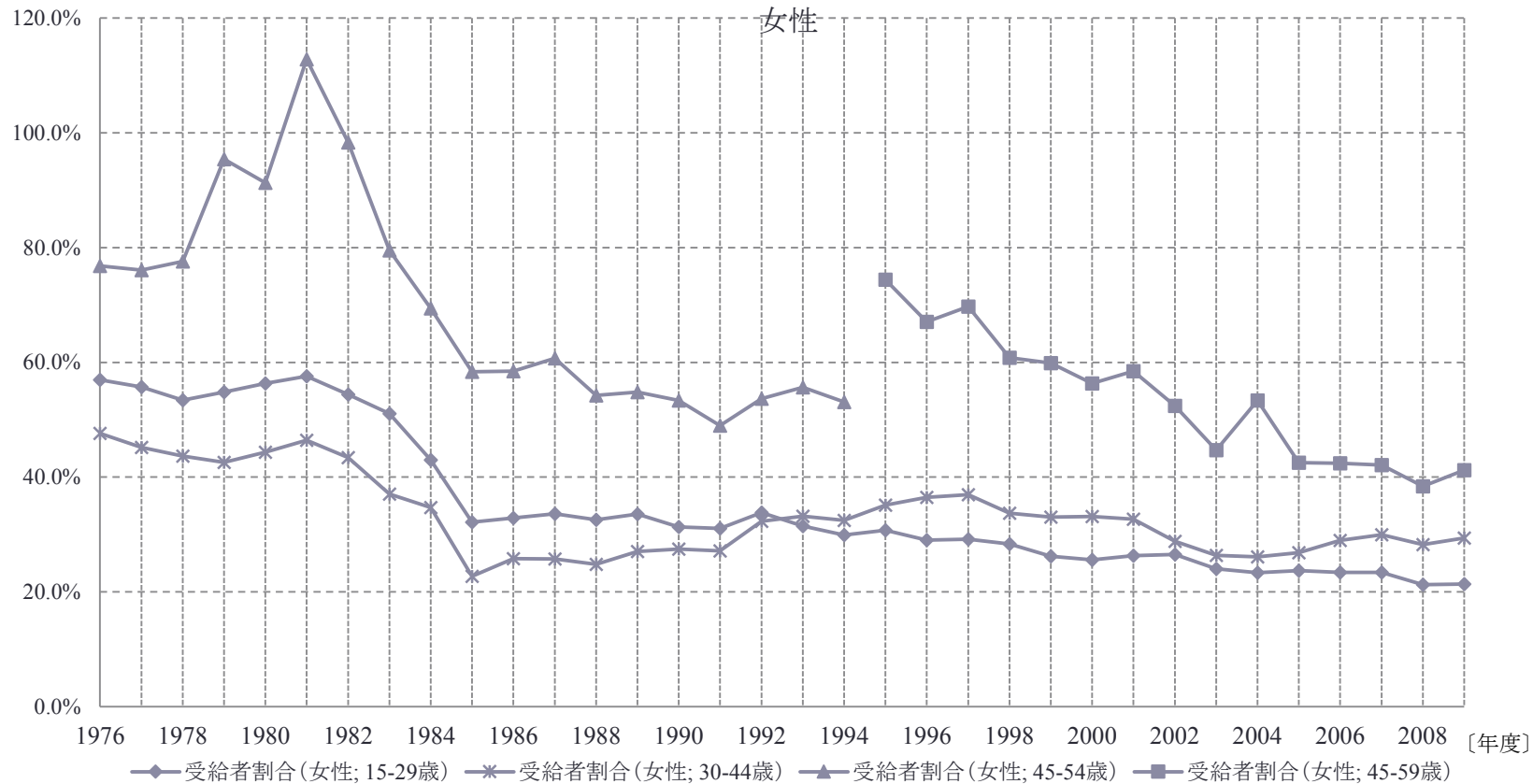


資料出所：厚生労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」，総務省統計局「労働力調査」

*酒井(2012a)の図4より。

[参考]

年齢階層別 雇用保険の受給者割合



資料出所：厚生労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」、総務省統計局「労働力調査」

*酒井(2012a)の図5より。

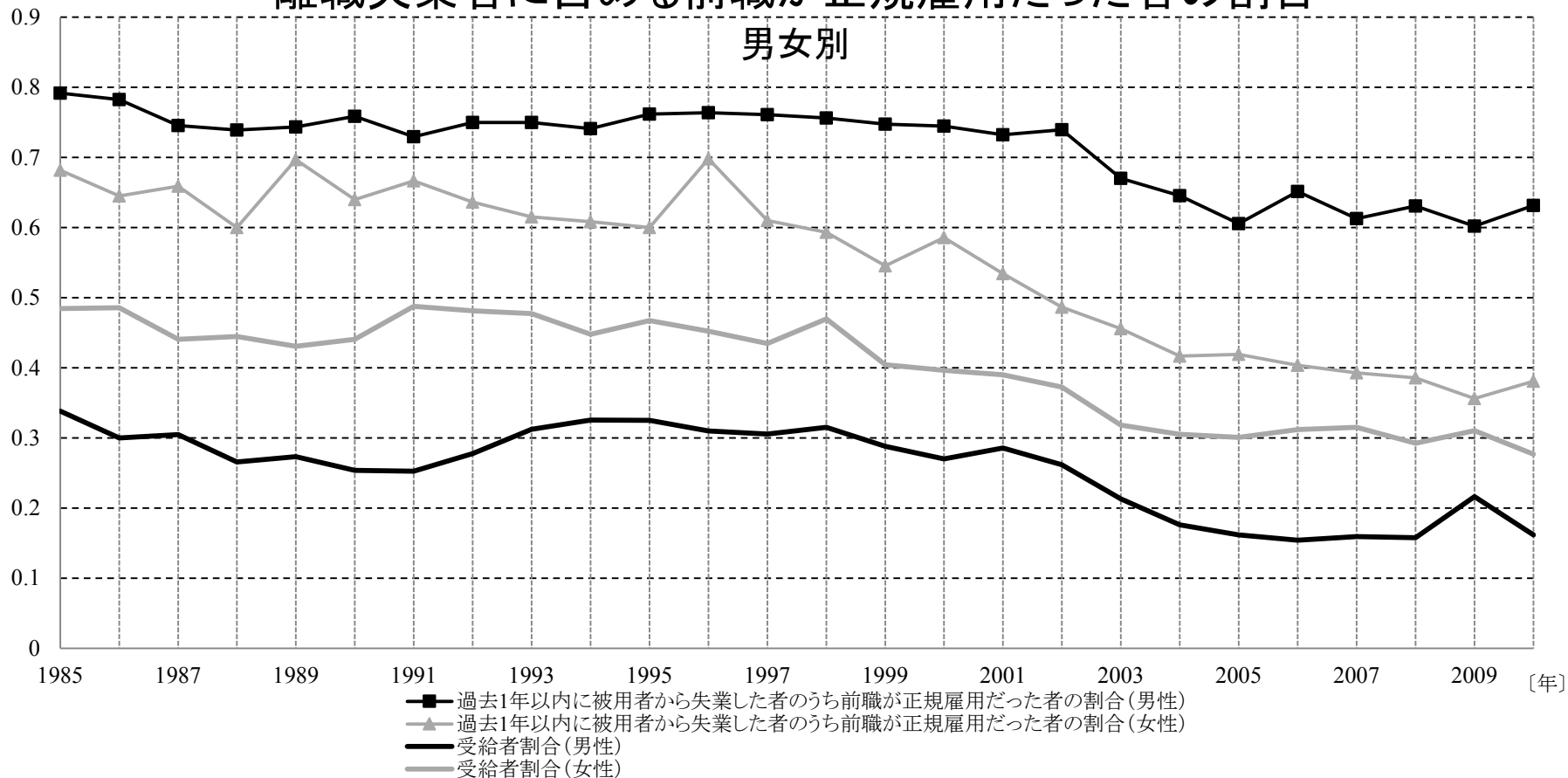
なぜ雇用保険の受給者割合は低下して来たのか？

- 制度変更？（受給要件の厳格化？）
- 失業者の構成変化？
 - 受給要件を満たしていない失業者の増加？
 - 離職失業者の減少（例. 学卒無業者の増加）
 - 短期被用者の増加
 - 受給期間が終了しても就職できない失業者（長期失業者）の増加？
 - 失業者の若年化？
- 受給に対する意識変化？

- 「労働力調査」を基にした推計より、受給者割合の低下には、
 - ① 濫給抑制を目的とする1984年の制度改正
 - ② 長期失業者が増加することで受給期間を終了してしまっている者が増加して来ていること、
 - ③ 受給要件である被保険者期間を満たせないような雇用形態の者(≡非正規雇用)が増加して来ていること等が寄与していたことが示された(酒井, 2012b)。特に近年は③が大きいと見られる(酒井, 2013)。

〔参考〕

離職失業者に占める前職が正規雇用だった者の割合



注) 前職が「役員を除く雇用者」であった失業者のうち前職が「正規の職員・従業員」だった者の割合。

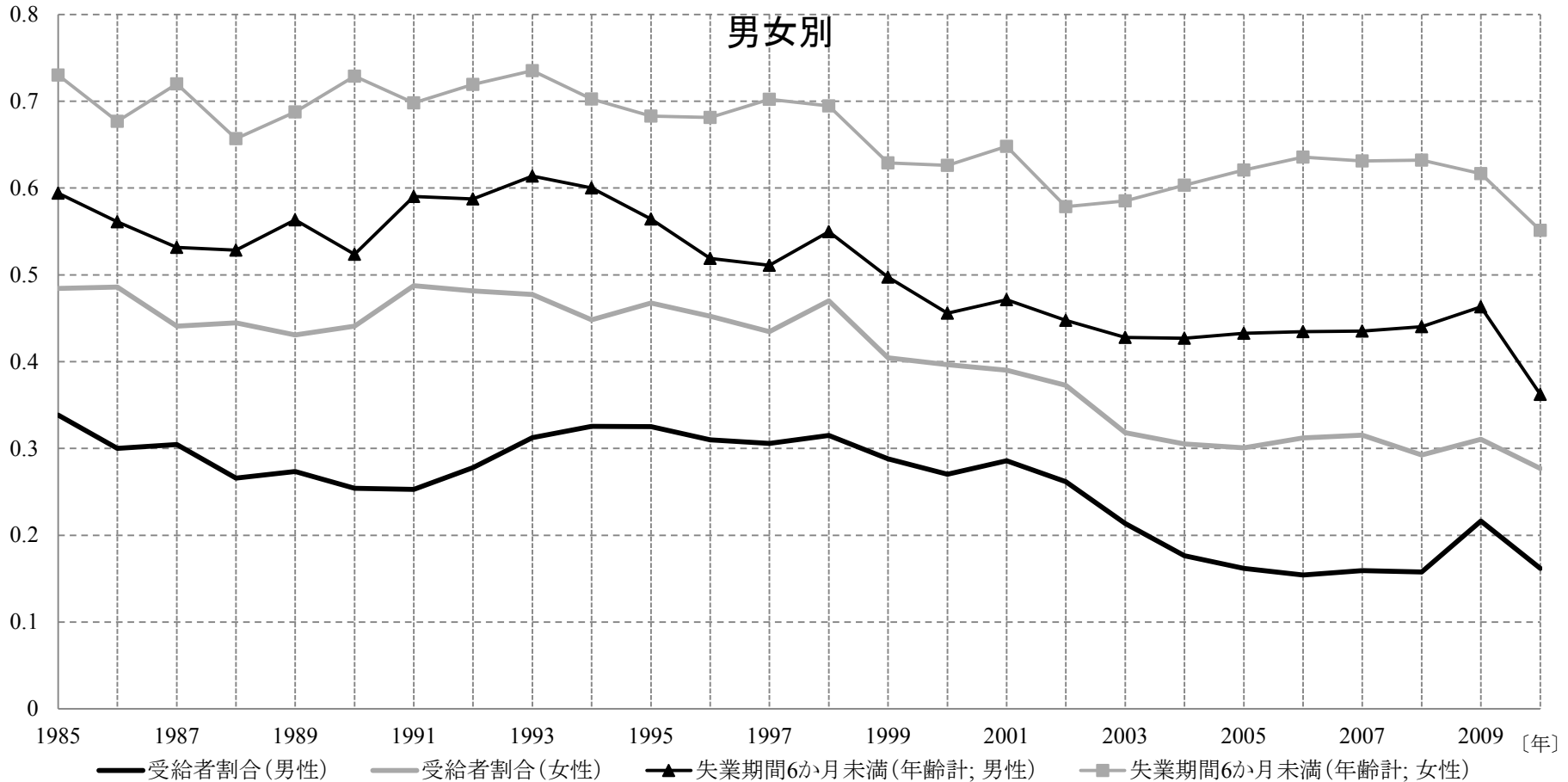
1985～2001年については2月の値、2002～2009年については年平均。

資料出所：厚生労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」、総務省統計局「労働力調査」

*酒井(2012b)の図7-5より。

〔参考〕

失業期間が6か月未満の者の割合



注) 1983～2001年は2月の値, 2002年以降は年平均。

資料出所: 厚生労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」, 総務省統計局「労働力調査」

*酒井(2012b)の図7-6より。

- 日本の雇用保険は被保険者範囲を拡大させて来たものの、失業者のうちの受給する者の割合がそれに伴って上がって来たわけではない。なぜか？
⇒ 正規雇用以外にとってはいまだ厳しい受給要件
- 本来、失業時の流動性制約を緩和し、仕事とのマッチングを高めるための雇用保険(基本手当)が十分に機能していない(?)



一つの解決策としての求職者支援制度

求職者支援制度(2011年10月より)

- ① 雇用保険に加入できなかった者
- ② 雇用保険を受給中に再就職できないまま支給終了した者
- ③ 雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない者
- ④ 自営業を廃業した方、学卒未就職者の者

等を対象として、1)「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料で受講でき、2) 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行い、3) 収入、資産などの一定要件を満たす者には、訓練期間中「職業訓練受講給付金」を支給する制度(雇用保険の附帯事業)。

⇒ 無抛出である以上、モラル・ハザード対策と不可分。

⇒ しかし、対象者を絞り込み過ぎれば本来の趣旨と矛盾も？

(参考. 金井, 2015)

本報告のまとめ

- 入職時(学卒時)における景気や就業状態が悪いと、その後の長い期間、不安定な状態になりがちであることが明らかにされている。
- 若年層は、入職時の景気の影響を、親と同居したり、進学したりすることで緩和させている可能性もあるが、そのことは家庭環境の格差を助長することにもなりうる。
- わが国の公的年金・公的医療保険は、正規雇用は被用者保険でカバーされ、それ以外の人びとは全て国民年金・国民健康保険でカバーされるという形。しかし、国年・国保においては、農家・自営業に代わり、今や無職や非正規雇用の者が高い割合を占めるようになっている。
- そして、国年・国保において無職や非正規雇用の者が増えたことが未納の増加につながり、「皆保険・皆年金」に綻びが生じている。

本報告のまとめ(続き)

- 社会制度としてのセーフティネットは、キャリア初期の躓きの影響を緩和すべきこそあれ、それを長期に保存するものであってはならない。
- 働き方の多様化に即して、セーフティネットの捕捉率を高めるための動きとして、一つには、(被用者保険の)適用を拡大するという方向がある。
- しかし、雇用保険の事例のように、「適用の拡大＝十分な給付の拡大」とならないことも。これは、給付がなんらかの形で拠出にリンクしている社会保険の宿命とも言える。
- もう一つの方法としては、拠出実績とのリンクを緩くする、もしくは拠出実績とは関係なく支援をする方式。しかし、これらについては、モラル・ハザードの問題等に注意する必要がある。

参考文献

- Diamond, J., 2012, “Employment status persistence in the Japanese labor market,” *mimeo*
- Esteban-Pretel, J., Nakajima, R., and R. Tanaka, 2011, “Are contingent jobs dead ends or stepping stones to regular jobs? Evidence from a structural estimation,” *Labour Economics* 18: 513–526
- Genda, Y., Kondo, A., and S. Ohta, 2010, “Long-term effects of a recession at labor market entry in Japan and the United States,” *J. Human Resources* 45(1): 159-198
- Hamaaki, J., Hori, M., Maeda, S., and Murata, K., 2013, "How does the first job matter for an individual's career life in Japan?" *J. Japanese Int. Economies*, 29: 154-169
- Hashimoto, Y., and A. Kondo, 2012, “Long-term effects of labor market conditions on family formation for Japanese youth,” *J. Japanese Int. Economies* 26(1): 1-21
- Kondo, A., 2007, “Does the first job really matter? State dependency in employment status in Japan,” *J. Japanese Int. Economies* 21: 379-402
- Miyoshi, K., 2011, “Crime and Local Labor Market Opportunities for Low-Skilled Workers: Evidence Using Japanese Prefectural Panel Data,” *Pacific Economic Review* 16(5): 565-576
- 稲垣誠一・小塩隆士, 2013,「初職の違いがその後の人生に及ぼす影響: LOSEF個票データを用いた分析」『経済研究』64, pp. 282-302
- 太田聡一, 2007,「ライフイベントと若年労働市場 -『国勢調査』から見た進学・結婚・出生行動」橋木俊詔編『日本経済の実証分析 失われた10年を乗り越えて』(東洋経済新報社) pp.217-238
- 大竹文雄・岡村和明, 2000,「少年犯罪と労働市場—時系列および都道府県別パネル分析」『日本経済研究』40, pp. 40-65
- 金井郁, 2015,「雇用保険の適用拡大と求職者支援制度の創設」『日本労働研究雑誌』659, pp. 66-78
- 玄田有史, 2010,「非正規雇用からの脱出—1年たらずに辞めないということ—」玄田有史『人間に格はない 石川経夫と2000年代の労働市場』(ミネルヴァ書房) pp.89-125

参考文献(続き)

駒村康平, 2009,『大貧困社会』角川SSコミュニケーションズ

近藤絢子, 2008,「労働市場参入時の不況の長期的影響:日米女性の比較分析」『季刊 家計経済研究』77, pp. 73-80

酒井正, 2009,「就業移動と社会保険の非加入行動の関係」『日本労働研究雑誌』592, pp. 88-103

酒井正, 2012a,「雇用保険の受給者割合はなぜ低下してきたのか」*IPSS Discussion Paper Series No.2011-J02*

酒井正, 2012b,「失業手当の受給者はなぜ減ったのか」井堀利宏・金子能宏・野口晴子『新たなリスクと社会保障 生涯を通じた支援策の構築』(東京大学出版会) pp.131-148

酒井正, 2013,「学卒後不安定就業の社会的コストとセーフティ・ネット」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『若年者の雇用問題を考える 就職支援・政策対応はどうあるべきか』(日本経済評論社) pp.133-157

酒井正・樋口美雄, 2005,「フリーターのその後 —就業・所得・結婚・出産」『日本労働研究雑誌』535, pp.29-41

高山憲之・白石浩介, 2012,「【経済教室】『非正規』の低年金、深刻に」日本経済新聞10月26日朝刊

丸山桂・駒村康平, 2005,「国民年金の空洞化問題と年金制度のありかた」城戸喜子・駒村康平編『社会保障の新たな制度設計』(慶應義塾大学出版会) pp.223-250.

水落正明, 2006,「学卒直後の雇用状態が結婚タイミングに与える影響」『生活経済学研究』22・23, pp. 167-176

三好向洋, 2008,「学卒時失業率と賃金」, 樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズム[IV]制度政策の変更と就業行動』(慶應義塾大学出版会) pp.175-189.

三好向洋, 2013,「日本における労働市場と結婚選択」『日本労働研究雑誌』638, pp. 33-42